

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【公開番号】特開2008-125922(P2008-125922A)

【公開日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【年通号数】公開・登録公報2008-022

【出願番号】特願2006-316402(P2006-316402)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月24日(2009.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

島設備に設置される遊技機本体と、

遊技球が打ち込まれる遊技領域にて遊技球を流下させる弾球遊技において、所定の条件が満たされたか否かについての判断処理を行うとともに、前記所定の条件が満たされた旨判断したときは、遊技者に有利な特別遊技を行う制御装置と、を備え、

前記遊技機本体を上下に区分して見たとき、前記遊技機本体の上側の領域として区分されることとなる第1の領域には、

前記弾球遊技にて遊技球が流下した結果状況を所定の演出によって遊技者にアピールする演出装置が設けられてなり、

前記遊技機本体の下側の領域として区分されることとなる第2の領域には、

当該第2の領域の前面を覆う前面扉部材が前記遊技機本体に対して開閉軸により開閉可能に設けられるほか、

さらに、前記遊技領域を有するとともに、横方向の最大幅よりも縦方向の最大幅のほうが小さくされた簡易遊技盤が、前記前面扉部材の内側にて、当該第2の領域のうちの前記前面扉部材の前記開閉軸の設けられる側に偏倚して設けられてなり、

前記前面扉部材は、前記開閉軸の設けられる側に偏倚した前記簡易遊技盤の前記遊技領域が視認可能となるように該簡易遊技盤の前記小さくされた縦方向の最大幅に合わせた高さをもって、前記第2の領域のみを覆うかたちで設けられてなる

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1の領域は、前記遊技機本体の上端部を含む領域であり、

前記第2の領域は、前記遊技機本体の下端部を含む領域であり、

前記演出画像表示装置及び前記簡易遊技盤は、前記遊技機本体の上端部から下端部にかけてその高さ方向に並ぶように設けられてなる

請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記簡易遊技盤には、遊技球を受け入れ可能な始動口が少なくとも設けられてなり、

前記所定の条件が満たされたか否かについての判断処理は、前記始動口に遊技球が受入

れられることに基づいて行われる
請求項 1 または 2 に記載の遊技機。